

2022.12.21

産業通商資源中小ベンチャー企業委員会 御中

一般社団法人日本知的財産協会
常務理事 福岡 誠

デザイン保護法の一部改正法律案に対する意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども日本知的財産協会は、1938年に日本において設立されました知的財産権に関する非営利、非政府のユーザー団体で、日本の主要企業975社を含む、1334社(2022年12月8日時点)を会員としており、世界における知的財産制度、その運用の改善について、意見などを関係先に提出いたしておりますが、今般、標記「デザイン保護法の一部改正法律案」につき、下記のとおり私どもの意見を申し上げます。

つきましては、ご検討の程、宜しく願い申し上げます。

敬具

記

イ. 「関連デザインのデザイン登録出願期間を基本デザインのデザイン登録出願日から1年以内から3年以内に拡大し、関連デザインの登録要件を明確に規定する(案第35条)」について、出願した意匠に類似するデザインを関連デザインとして認め、関連デザインのデザイン登録出願期間を基本デザインのデザイン登録出願日から1年以内から延ばすことは賛同する。しかしながら、一貫したデザインコンセプトに基づき長期的に進化するデザインを意匠権で保護するためには、基本デザインの登録出願日から3年では不十分であり、10年程度まで延長されることを要望する。

また、10年とする期間内に進化を続けるデザインにおいても、それぞれが関連デザインとして認めていただくことも要望する。関連デザインが10年間保護されるとともに、進化を続けるデザインそれぞれが関連デザインとして認められることにより、デザインによるユーザーの識別力が高まりブランド形成に大きく貢献するものである。

以上

一般社団法人日本知的財産協会
事務局長 志村勇
(連絡担当: 古谷真帆)
TEL: +81-3-6262-1570
FAX: +81-3-6262-5655
Email: furuya@jipa.or.jp